

富山勤労者山岳会規約

2022年1月29日改正

第 1 章 総 則

(名称、事務所、所属団体)

第1条この会は富山勤労者山岳会（略称「富山労山」）と称し、事務所を富山市五福末広町834 - 12 山商ハイツ28 202号室に置く。

2 この会は富山県勤労者山岳連盟を通じて日本勤労者山岳連盟に団体加盟する。

第 2 章 会 員

(入会)

第2条この会の趣意に賛同し、規約、諸規程を認め事務手続きをすれば誰でも会員になることができる。

2 会員はそれぞれ

1. 一般会員
2. 家族会員
3. 学生会員
4. 賛助会員

をいう。

(義務)

第3条会員は規約、諸規程を遵守しなければならない。

2 会員がこの会に重大な不利益を及ぼす行為をしたとき、また理由なく期限までに会費を納入せず事務局が督促した後もさらに滞納が継続するときは、会長がその旨をもって退会処分にする。

3 会員が会の規約、規定を遵守しない場合、運営委員会で協議の上、副会長が退会勧告を行う。

それでも遵守しない場合は会長が退会を命令することがある。

4 退会命令により退会となった場合、会費は返却しない。

(退会)

第4条会員は退会するときには、事務手続き（未納会費の納入、備品の返却等）を行わなければならない。

2 月途中の入退会の扱いは本規約細則のとおりとする。

第 3 章 目 的 と 活 動

(目的)

第5条この会は、登山のすばらしさと健全な登山観を共有し、登山を趣味とする会員相互の親交を深め、安全を最優先とする登山に係る総合的な技能の向上に寄与することを目的とする。

(活動)

第6条この会は第5条の目的を遂行するために次の活動をおこなう。

1. 講習会、定例山行、会山行など
2. 遭難の予防と救助活動
3. 連盟やその他関係諸団体との協力、提携
4. 自然保護活動
5. 安全登山の普及活動（夏山登山教室の実施）
6. 活動内容の公開（ニュース、機関紙の発行）
7. その他目的遂行に関する諸活動

第 4 章 機 関 と 役 員

(機関)

第7条この会の運営のため次の機関をおく。

1. 総会
2. 運営委員会
3. 事務局

(総会)

第8条総会はこの会の最高議決機関で、毎年1回会長が召集する（定例総会）。なお会長が必要と認めた場合は臨時総会を開くことができる。

2 総会は賛助会員以外の会員の過半数（委任状含む）をもって成立し、議決は実参加者の過半数をもって決定する。

(運営委員会)

第9条運営委員会は総会に次ぐ議決機関であり、また執行機関として総会の決議に基づいて諸会務を執行する。

2 運営委員会は会長、副会長、事務局長、県連理事、および運営委員により構成され、毎月1回以上事務局長が召集する。

(特別委員会)

第10条第6条（活動）を実施するにあたり、運営委員会は必要とされる実行委員会および委員を選出することができる。

(役員)

第11条この会に次の役員をおく。

1. 会長1名
2. 副会長若干名
3. 事務局長1名
4. 県連理事若干名
5. 会計監査1名

2 役員は総会において選任され、任期は2年を基本とし、再選を妨げない。また役員の新補充は運営委員会で選考し、会長が決定する。任期は前任者の残りの期間とする。

5 章 財 政

(財政)

第12条この会の財政は会員の会費、その他でまかなう。

(決算)

第13条この会の会計報告は会計監査担当の監査を経て総会に報告し、その承認を必要とする。

2 会計年度は1月1日より12月31日とする。

(会費)

第14条会費は年間を半期（1月～6月、7月～12月）に分けて、下記のとおり前納につとめるものとする。

1. 一般会員は半期5000円（ただし期途中から入会した場合は月額1000円で当該半期を計算）とする。
2. 家族会員（一般会員の同居の家族）は一名につき半期1500円とする。
3. 学生会員は半期3000円（大学生もしくは専門学校生）とする。
4. 支払方法や月途中入会者の取り扱い、また賛助会員の会費は別途細則に準ずる。

第 6 章 諸 規 程

(山行管理規程の遵守)

第15条会員はあらゆる登山、ハイキングの実施（会山行も含む）に当たり別に定める「山行管理規程」を遵守しなければならない。

(備品利用規程の遵守)

第16条この会の所有する備品を会員は自由に利用できる。ただし、利用にあたっては別に定める「備品利用規程」を遵守しなければならない。

(マイカー利用における費用基準)

第17条第6条（活動）に利用する個人所有の車両については別に定める「マイカー利用における費用内規」を適用する。

第 7 章 付 則

(定めない事項)

第18条定めない事項については、運営委員会で協議し会設立の趣意と規約第6条の精神に基づいて処理することができる。

(規約の改正)

第19条この規約の改正は総会の議決により決定される。

(施行)

第20条この規約は2015年2月1日から施行する。

細 則

1. 賛助会員の扱い

1. 賛助会員の会費は年額3000円とする。
2. 賛助会員へは会の刊行物及び行事案内を送付する。

2. 月途中の入退会の扱い

1. 入会は事務手続きをした日とし、15日以降に入会した時は、会費は翌月分からとする。
2. 退会は退会届を提出した日とし、備品の返還、会費を完納しなければならない。

3. アマチュア無線クラブの設置

この会にアマチュア無線クラブを設置する。細則については監督庁への届け出のとおりとする。

4. 遭難対策費等積立金の設置

1. 会計の余剰金は備品の償却、事故・遭難等不測の事態に備えて積立金として特別会計にて別途管理する。
2. 積立金の名称は「遭難対策費等積立金」とし、出金については運営委員会で協議し、会員の了解を得ることとする。

5. 備品購入の決定

10万円以下の備品は運営委員会で協議の上、購入可能とする。

以上